

令和6年1月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和6年1月16日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 議案第1号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について
 - ② 議案第2号 田野々小学校学校運営協議会委員等の委嘱及び任命について
 - ③ 議案第3号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について
 - ④ 議案第4号 北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
 - ⑤ 議案第5号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について
 - ⑥ 議案第6号 昭和小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
 - ⑦ 議案第7号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
 - ⑧ 議案第8号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
 - ⑨ 議案第9号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 四万十町少年補導センター運営規則の改正について
 - ② 文化的施設について
 - ③ 学期始めにおける児童生徒の出欠状況について
- 7 その他
 - ① 今後の日程について

| | |
|-------|----------------------------|
| 教 育 長 | 山脇 光章 |
| 委 員 | 横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史 |
| 事 務 局 | 浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典 |

議案第1号

四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校運営協議会を設置する学校及び設置日

四万十町立田野々小学校 令和6年1月26日

参 考

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

議案第2号

田野々小学校学校運営協議会委員等の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第13条第3項に基づく田野々小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーを下記のとおり委嘱又な任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

田野々小学校学校運営協議会委員

任期 : 令和6年1月26日 ~ 令和7年3月31日

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|--|--------|---------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民 | 林 瑞穂 | ●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者 | 義村 貴明 | ●●●●●● |
| (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 | 佐々木 隆司 | ●●●●●● |
| | 中屋 桂子 | ●●●●●● |
| | 柴 久幸 | ●●●●●● |
| | 津野 修三 | ●●●●●● |
| (4) 学校関係者 | 近森 佐代子 | ●●●●●● |
| | 中内 聖二 | 大正291 |
| | 門田 清子 | 大正385-1 |
| (5) 学識経験を有する者 | 金子 千佐 | 大正93 |
| | 中脇 由美 | ●●●●●● |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者 | 西山 貴久 | 590-1 |
| | | |

アドバイザー

| 氏名 | 住所 | 備考 |
|------|--------|----------|
| 中屋 康 | ●●●●●● | 四万十町議会議員 |

参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。

議案第3号

四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校運営協議会を設置する学校及び設置日

四万十町立北ノ川小学校 令和6年2月1日

議案第4号

北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく北ノ川小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり委嘱又な任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

北ノ川小学校学校運営協議会委員

任期：令和6年2月1日～令和7年3月31日

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|--|--------|-------------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民 | 宮脇 茂幸 | ●●●●●● |
| | 中脇 由美 | ●●●●●● |
| | 太田 宗隆 | ●●●●●● |
| | 佐竹 佐代子 | ●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者 | 國澤 洋平 | ●●●●●● |
| | 宮崎 博志 | ●●●●●● |
| (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 | 沖 俊憲 | ●●●●●● |
| | 山邊 博美 | ●●●●●● |
| (4) 学校関係者 | 藤原 良仁 | 大正北ノ川358-20 |
| (5) 学識経験を有する者 | | |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者 | | |

議案第5号

四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校運営協議会を設置する学校及び設置日

四万十町立昭和小学校 令和6年2月14日

議案第6号

昭和小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく昭和小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり委嘱又な任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年1月16日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

昭和小学校学校運営協議会委員

任期 : 令和6年2月14日 ~ 令和7年3月31日

| 選出区分 | 氏名 | 備考 |
|--|-------|---------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民 | 岡本 順一 | ●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者 | 山本 卓 | ●●●●● |
| (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 | 中平 治子 | ●●●●● |
| | 高橋 知佐 | ●●●●● |
| (4) 学校関係者 | 山本 千代 | 昭和462-1 |
| (5) 学識経験を有する者 | 伊賀 修 | ●●●●● |
| | 富田 努 | ●●●●● |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者 | | |

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 承認・承諾期間等 |
|----------|----------|---|--------------------------------|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | 小学校は学年末まで 中学校は卒業まで |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | 学年末まで |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(原則6か月以内) |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 転入日まで |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要) |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 卒業まで |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 添付書類 |
|----------|----------|---|------------------------------|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類 |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類 |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類 |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 居住証明書 |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 預かり承諾書 在職証明書 |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 就学通知書の写し |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 事由要件による |

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 承認・承諾期間等 |
|----------|----------|---|--------------------------------|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | 小学校は学年末まで 中学校は卒業まで |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | 学年末まで |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(原則6か月以内) |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 転入日まで |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要) |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 卒業まで |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 承認・承諾期間等 |
|----------|----------|---|--------------------------------|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | 小学校は学年末まで 中学校は卒業まで |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | 学年末まで |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(原則6か月以内) |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 転入日まで |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要) |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要) |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。) | 卒業まで |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要) |

